

新潟県森林計画調査成果取扱要領

第1 趣旨

この要領は、地域森林計画樹立のため県が実施する森林調査の成果（以下「森林調査成果」という。）の適正な管理及び円滑な情報の提供などの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 関係法令等

- 1 森林調査成果の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）、農林水産事務次官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号）、林野庁長官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号）及び林野庁長官通知「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」（平成24年3月30日付け23林整計第339号）によるほか、この要領によるものとする。
- 2 前項のほか、森林調査成果は、新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）及び新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）により、適正な取扱いを行う。

第3 森林調査成果の目的・性格

- 1 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として作成したものである。
- 2 森林調査成果は、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- 3 森林調査成果は、文書、図面及び電磁的記録（以下「電子データ」という。）により作成又は整理されたものをいう。
- 4 森林調査成果は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を含む。

第4 森林調査成果の配備・管理

- 1 治山課長は、森林調査成果を別表1のとおり配備する。

- 2 森林調査成果を配備された機関の長（以下「管理者」という。）は、森林調査成果の滅失及び漏えいの防止並びに森林調査成果の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

第5 森林調査成果の公開

- 1 何人も、新潟県情報公開条例の定めるところにより、森林調査成果の公開を請求することができる。
- 2 森林調査成果のうち、個人情報については新潟県個人情報保護条例に基づき公開を制限するものとする。
- 3 公開できる森林調査成果の種類は別表2のとおりとする。
- 4 管理者は、森林調査成果の公開を新潟県情報公開条例に基づき適正に行うものとする。

第6 森林調査成果の閲覧等

- 1 次の各号に掲げる者（以下「申請者」という。）は、新潟県情報公開条例の手続によらずこの要領の定めるところにより、個人情報を含む森林調査成果の閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）を申請することができる。
 - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体。
 - (2) 森林経営計画の認定を受けようとする林業事業体又は、既に森林経営計画若しくは森林施業計画の認定を受けている林業事業体。
 - (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく特定間伐等促進計画により、市町村が実施主体であると認めた者。
 - (4) 森林所有者又は森林所有者の同意を得た者。
 - (5) 大学その他学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者。
 - (6) その他、森林計画制度の運営に必要であるとして管理者が認めた者。
- 2 管理者は、申請の目的が森林計画制度の運営に役立つ場合に限り、その運営のため必要な範囲について、閲覧等を承認するものとする。ただし、森林研究所においては試験研究での利用を目的とするため、閲覧等を承認できないものとする。
- 3 閲覧等ができる森林調査成果の種類は別表2のとおりとする。
- 4 申請者が森林調査成果の閲覧等を申請する場合は、森林調査成果閲覧（交付）申請書（第1号様式）を管理者へ提出するものとする。

- 5 申請者が第6の1の(2)及び(3)に該当する場合、当該森林の森林施業に関する確認書（第3号様式）、森林簿等の取扱いに関する誓約書（第4号様式）及び個人情報保護法に基づく個人情報を適正に管理することを文書で定めた管理規定等を添付するものとする。また、承認を受けて申請目的の業務等を実施した後は、速やかに森林簿等活用実績報告書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。
- 6 申請者が第6の1の(4)に該当する場合、森林所有者及び森林所有者の同意を得た者についてその本人を証明できる書類を提示若しくは提出するとともに、第6の1の(4)のうち森林所有者の同意を得た者が申請する場合については、森林調査成果閲覧（交付）同意書（第2号様式）若しくはその旨を証明できる書類を併せて提出するものとする。
- 7 申請者が電子データの交付を申請する場合は、要領第6の4に定めるものとともに、電磁的記録媒体を管理者へ提出するものとする。
- 8 管理者は申請者に対し、この要領に定める事項及び、第1号様式の注意事項等について説明を行うものとする。
- 9 申請者は、前項により管理者から受けた説明について承諾した上で申請及び閲覧等を行うものとする。
- 10 管理者は、申請内容を検討し、不備等がない場合は森林調査成果閲覧（交付）承認書（第6号様式）を申請者へ送付すると共に、閲覧等を速やかに行うものとする。

第7 森林調査成果の修正

- 1 森林調査成果の修正を求める者は、治山課長へ森林調査成果修正申請書（第7号様式）を提出するものとする。
- 2 前項の申請を受けた治山課長は、現況等を確認し、必要がある場合には修正を行うものとする。

第8 その他

その他、この要領に定めのない事項については必要に応じて治山課と協議するものとする。

昭和53年7月5日 治第812号
平成4年3月23日 治第1470号一部改正
平成5年6月10日 治第298号一部改正
平成12年9月28日 治第357号一部改正
平成18年3月13日 治第1004号一部改正
平成20年3月27日 治第994号一部改正
平成22年6月1日 治第233号一部改正
平成24年11月29日 治第833号一部改正
平成26年12月9日 治第711号一部改正

(別表1) 森林調査成果の配備機関

配備機関	住所	連絡先
新潟県治山課	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5333
村上地域振興局農林振興部	村上市田端町6-25	0254-52-7934
新潟地域振興局農林振興部	新潟市中央区川岸町3-18-1	025-231-8235
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	東蒲原郡阿賀町津川1861-1	0254-92-0958
長岡地域振興局農林振興部	長岡市沖田2-173-2	0258-38-2573
南魚沼地域振興局農林振興部	南魚沼市六日町960	025-772-8262
上越地域振興局農林振興部	上越市本城町5-6	025-526-9465
糸魚川地域振興局農林振興部	糸魚川市南押上1-15-1	025-553-1947
佐渡地域振興局農林水産振興部	佐渡市相川二町目浜町20-1	0259-74-3450
森林研究所※	村上市鶺渡路2249番地5	0254-72-1172
県内市町村	(各市町村にお問い合わせください。)	

※森林研究所は閲覧等の承認を行うことができない。

(別表2) 森林調査成果の種類及び各機関における公開の可否等

森林調査成果の種類		森林調査成果 閲覧申請にお ける公開の可 否	閲覧等の 条件	新潟県情報公 開条例の公開 請求における 公開の可否 (参考)
定型帳票	森林簿（個人情報を含む）	○	申請目的 のために 必要な区 域、項目 に限る。	×
	森林簿（個人情報を除く）	○		○※
	属人別森林簿	○		×
	資源構成表1、2	○		○※
	実態表	○		○※
	森林所有者一覧表	○		×
図面	森林計画図	○		○※
	林班位置図	○		○※
	森林機能配置図	○		○※
	主題図	○		○※
電子データ	属性データ	○	○※	
	図面データ	○	○※	
	G I Sデータ（個人情報を含む）	○	×	
	G I Sデータ（個人情報を除く）	○	○※	

※個人情報を元に検索・作成したものを除く。

注1 「主題図」とは、地形図等に森林調査成果を付加した図面のこと。

注2 「G I Sデータ」とは、図面と属性のデータを結びつけ、ソフトウェア上で関連づけて表示等ができる電子データのこと。

(第 1 号 様 式)

森林調査成果閲覧（交付）申請書

平成 年 月 日

(管 理 者) 様

(郵便番号 -)

申請者 住 所

氏 名 ⑩

[法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先（電話番号 ）

新潟県森林計画調査成果取扱要領第6の規定により、別紙の注意事項を承諾し、下記のとおり森林調査成果の閲覧（交付）を申請します。

目 的	<input type="checkbox"/> 森林管理（現況確認等）のため <input type="checkbox"/> 森林整備を行うため <input type="checkbox"/> 森林経営計画の作成、管理のため <input type="checkbox"/> 特定間伐促進計画実行のため <input type="checkbox"/> 森林に関する研究のため <input type="checkbox"/> その他（具体的に ）
申請する調査 成果の種類	
申請区域	[市町村、大字等] [図面No.] [条件（林小班等）]
交付の場合 枚数・形式	1. 図面コピー若しくは帳票（ ） 2. 電子データ（ ）
申請者と森林 所有者の関係 (※)	1. 本人 2. 本人以外の者（ 相続人 ・ 同意書等あり ）
備 考	

(※) 申請者が第6の1の(4)に該当する場合のみ記載

(第 1 号様式裏面)

注意事項

1. 不当な目的によると思われる申請については、閲覧（交付）はできない。
2. 申請の目的以外に使用しないこと。
3. 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
4. 閲覧（交付）申請ができる範囲は森林調査成果における当該森林所有者の所有森林に限る。ただし、森林調査成果が事実と異なっている場合は、それを証明する書類を提示又は提出することにより、閲覧（交付）を申請することができる。
5. 森林調査成果のうち個人情報を含むものの閲覧（交付）を申請する場合は、申請者が、森林調査成果が配備された機関へ直接又は郵送により申請書を提出すること。
ただし、それ以外の場合の提出方法については、FAX・メール等により提出できる。
6. 5の申請をする場合（ただし書きを除く）、本人であることを証明する書類の提示を行うこと。
また、本人以外が申請する場合は、申請者の身分証明書、第2号様式による同意書、又はその旨を証明できる書類の提示（提出）を行うこと。
7. 申請者は、知り得た個人情報を第三者に提供しないこと。
8. 申請者は、個人情報の漏えい及び個人情報の管理に不適切な事態が生じないように留意すること。
また、個人情報の漏えいが生じる恐れのあることを知った場合は、速やかに管理者に報告し、管理者の指示に従わなければならない。
9. 電子データの交付申請をする場合、申請者はデータを記録できる電子媒体を提出すること。

(第 2 号 様 式)

森林調査成果閲覧（交付）同意書

平成 年 月 日

(管 理 者) 様

閲覧（交付） 申請者氏名	
閲覧（交付） 申請者住所	(郵便番号 ー) (電話番号)

私は、森林調査成果に記載されている森林について、下記の注意事項を承諾し、上記の者が閲覧（交付）申請を行うことに同意します。

森林の所在	
森林所有者氏名	印
森林所有者住所	(郵便番号 ー) (電話番号)
備 考	

注意事項

1. この書面は森林所有者が記入、押印すること。
2. 閲覧（交付）申請の同意ができる範囲は森林調査成果における当該森林所有者の所有森林に限る。ただし、森林調査成果が事実と異なっている場合は、それを証明する書類を提示又は提出することにより、閲覧（交付）を申請することができる。
3. 上記の申請者は、その本人であることを証明する書類等を提示又は提出すること。
4. 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

(第 3 号 様 式)

森林施業の実施に関する確認書

平成 年 月 日

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名 ⑩

[法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先 (電話番号)

新潟県森林計画調査成果取扱要領第6の規定により、平成 年 月 日付けで
交付を申請する森林簿等について、下記のとおり森林施業の実施に取り組む林業事業体で
あることを証しますので確認してください。

- 特定間伐等促進計画により市町村が実施主体であると認めた者
 - 森林経営計画の認定を受けようとする林業事業体
 - 現に森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けている林業事業体
- ※該当する□にチェックをしてください。

本様式に次の書類を添付したうえで管理者へ確認を得ること。

- ア 森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた認定書の写し
(現に森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けている林業事業体の場合)
- イ 特定間伐等促進計画に取り組む区域を示す図面
(特定間伐等促進計画により、市町村が実施主体であると認めた者の場合)
- ウ 会社の定款若しくは総会資料に係る書類の写し
- エ 認定事業体の場合は、林業労働力確保改善計画の認定についての通知書の写し

※ 林業事業体とは、林家などからの受託又は請負等によって育林や木材生産等を行う
森林組合、造林業者、素材生産者等をいう。

(第 4 号 様 式)

森林簿等の取扱いに関する誓約書

平成 年 月 日

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名 ⑩

[法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先 (電話番号)

新潟県森林計画調査成果取扱要領第6の規定により、平成 年 月 日付で
交付を申請する森林簿等については、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 森林簿に掲載されている森林所有者に対して、社会通念上のプライバシーを守ります。
2. 森林簿等の利用については、申請目的以外には使用せず、外部への公開、提供を行いません。
3. 森林簿情報等の管理に当たっては、管理責任者を配置し、管理方法及び取り扱う者の範囲を明確にします。
また、森林簿情報等の管理を厳正に行い、森林簿情報を取り扱う者全てに対して、個人情報の保護に必要な事項を周知させます。
4. 組織等に変更が生じた場合においては、遅滞なく変更内容を治山課長に報告し、必要であれば再度誓約書を提出します。
5. 申請により取得した個人情報について、苦情、情報漏洩等の問題が発生した場合には、全て自己の責任において対処します。

管理責任者 職 氏名 :

電話番号 :

(第 5 号 様 式)

森林簿等活用実績報告書

平成 年 月 日

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名 ⑩

[法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先 (電話番号)

平成 年 月 日付けで交付を受けた森林簿等について下記のとおり活用しました。

記

- 森林経営計画の作成、管理
- 森林施業計画の管理
- 特定間伐等促進計画の実行

(活用できなかった場合、その理由)

- ※ 活用状況を証明する書類を添付すること。
(森林経営計画又は森林施業計画の認定書の写し、間伐等の写真)
- ※ 活用できなかった場合は理由を記載し、活用期間終了まで1年を経過するごとに管理者へ報告すること。

(第 6 号 様 式)

森林調査成果閲覧（交付）承認書

文 書 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 様

管 理 者

新潟県森林計画調査成果取扱要領第6の規定により、下記のとおり森林調査成果の閲覧（交付）を承認します。

目 的	
承認する調査成果の種類	
承認区域	[市町村、大字等] [図面No.] [条件（林小班等）]
交付の場合枚数・形式	1. 図面若しくは帳票（ ） 2. 電子データ（ ）
備 考	

承認条件

1. 上記の目的以外に使用しないこと。
2. 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないことを承知すること。
3. 知り得た個人情報を第三者に提供しないこと。
4. 個人情報の漏えい及び個人情報の管理に不適切な事態が生じないよう留意すること。
5. 新潟県森林計画調査成果取扱要領を厳守すること。

